

# 分譲マンション耐震化補助金交付制度

新耐震基準が施行された昭和56年5月31日以前に建築主事の確認を受けて建築された分譲マンションの耐震化に係る費用の一部を補助します。

## 《補助額》

|             |                               |                    |
|-------------|-------------------------------|--------------------|
| <b>耐震診断</b> | <b>補助限度額</b>                  | <b>¥2,000,000</b>  |
|             | ※耐震診断費用（規模に応じて定められる上限額あり）の2/3 |                    |
| <b>耐震設計</b> | <b>補助限度額</b>                  | <b>¥3,000,000</b>  |
|             | ※耐震設計費用（規模に応じて定められる上限額あり）の2/3 |                    |
| <b>耐震改修</b> | <b>補助限度額</b>                  | <b>¥28,000,000</b> |
|             | ※耐震改修費用（規模に応じて定められる上限額あり）の1/3 |                    |

## 《補助対象者》

分譲マンションの管理組合

※総会での議決が必要です。

## 《補助対象分譲マンション》

次の全てに該当する分譲マンション

- (1) 昭和56年5月31日以前に建築主事の確認を受けて建築されたもの
- (2) 建築基準法に適合したもの
- (3) 3階以上、延べ面積1000m<sup>2</sup>以上の耐火・準耐火建築物
- (4) 大規模災害時には水道水やトイレを提供するなど、徒歩帰宅者等に対する支援を行うもの（耐震改修のみ）



## 《お問合せ先》

吹田市 都市計画部 開発審査室 耐震担当（市役所 低層棟2階 213番窓口）

直通電話 06-6384-1910

代表電話 06-6384-1231 内線2694

FAX 06-6368-9901

〒564-8550 吹田市泉町1丁目3番40号

# 分譲マンション耐震化補助金交付申請の流れ

